

令和8年度高齢者福祉施設等防災緊急対策事業の募集（一次協議）

【共通】  
 1 対象経費  
 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。  
 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  
 2 留意事項  
 ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積り等も分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。（別紙4「補助対象面積の確認シート」のシート「案分方法について」を参照のこと）  
 イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の支支出額を求めること。  
 なお、対象経費の支支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の支支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の支支出額を算出すること。  
 ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年17日老発0417001号厚生労働省考健局長通知）に基づき、手続きに遺漏のないようご留意願いたい。  
 エ 協議の採択に当たって一定程度配慮するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「防災・減災等事業整備計画書（別添2）」及び「整備計画一覧表（別添3）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロップダウンリストの選択）。

事業名	対象施設 <sup>※1</sup>	補助率	限度額	対象事業・留意事項	補助対象外
社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業		国1/2 県1/4 事業者1/4	上限：総事業費66,400千円/施設 下限：なし	利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等（別記1に定めるものをいう。）を実施する事業 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和4年4月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有する高齢者施設等を対象とする	
国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業		国1/3 県1/3 事業者1/3	上限：総事業費31,600千円/施設 下限：なし	国土強靱化対策事業 <sup>※2</sup> と一体的に行う大規模な修繕等（別記1に定めるものをいう。）を実施する事業 一体的に実施する国土強靱化対策については次のとおり ①今回の協議において、国土強靱化対策分（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い採択されたもの ②本協議実施時点において、本交付金の国土強靱化対策分に係る交付決定を受け、防災減災等都道府県事業整備計画に基づき事業を実施しているもの。 ③平成30年2月1日以降に実施された国土強靱化対策であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了したものであること（全額事業主負担によるものを含む。）。 ④のとおり、本協議において国土強靱化関連事業が不採択となった場合は、国土強靱化事業と一体的に実施する大規模修繕等支援事業についても不採択となる。	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもののイ 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものエ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	特別養護老人ホーム（短期入所施設除く） 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 養護老人ホーム		上限：なし 下限：総事業費5,000千円 ※燃料タンクを整備する場合は下限なし	高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業 （a）専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの （b）電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの 本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。 なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。	
高齢者施設等の水害対策強化事業		国1/2 県1/4 事業者1/4	上限：なし 下限：なし	台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、別記2の表に掲げる整備を行う事業 別記2の対象地域に所在する高齢者施設等を対象とする。	ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
高齢者施設等の給水設備整備事業			上限：なし 下限：総事業費5,000千円	高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備する事業 本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。 なお、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。	
高齢者施設等の換気設備整備事業	特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 介護老人保健施設 介護医療院 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 有料老人ホーム 老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る）	定額	上限：4,310円/㎡ 下限：なし ※面積は居室・宿泊室の延べ床面積を上限とする	高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができない場合 に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもののイ 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものエ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの

※1 定員30人以上のものに限る

※2 「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」及び「高齢者施設等の水害対策強化事業」が該当